

## 令和元年台風第 19 号に伴う県立学校入学料等の免除について

高校教育課

令和元年台風第 19 号の被災者は、生命又は身体に危害を受けるとともに、住居の浸水被害等により避難生活を余儀なくされるなど、継続的に援助を必要としている状況です。

このことを受け、当該被災者の公立学校への弾力的な受入れや入学料等の免除等について配慮するよう、別添のとおり文部科学省初等中等教育局長から通知があったところです。

については、栃木県立学校の授業料等に関する条例第 4 条の規定に基づき、当該被災者に対する入学考査料及び入学料について、下記のとおり免除することとしました。

### 記

#### 1 免除する入学料等

- (1) 令和元年度転入学に係る入学考査料及び入学料
- (2) 令和 2 年度入学・転入学に係る入学考査料及び入学料

#### 2 免除対象者

災害救助法適用地域において「令和元年台風第 19 号」により被災し、居住家屋が半壊以上又は床上浸水の被害を受けた者

#### 3 免除額（入学考査料及び入学料の全額）

	高等学校 全日制課程	高等学校 定時制課程	高等学校 通信制課程	中学校
入学考査料	2, 200 円	950 円	—	2, 200 円
入 学 料	5, 650 円	2, 100 円	500 円	—

#### 4 免除の根拠

栃木県立学校の授業料等に関する条例（昭和 24 年 3 月 23 日 条例第 10 号）

第 4 条 教育委員会は、特別の必要があると認めるときは、授業料その他この条例の規定により徴収すべき納付金の全部又は一部を免除することができる。

#### 5 申請手続き等

入学料等の免除を受けようとする者は、市町村の発行する罹災証明書を添付し、入学料等免除申請書（又は収入証紙過誤納付還付請求書）を校長に提出する。入学料等免除の認定に当たっては、所得の制限を設けない。

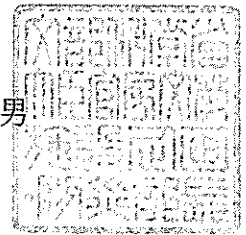


元文科初第 896 号  
令和元年 10 月 14 日

各都道府県教育委員会教育長  
各指定都市教育委員会教育長  
各都道府県知事  
附属学校を置く各国公立大学法人の長  
小中高等学校を設置する学校設置会社を  
所轄する構造改革特別区域法第 12 条第 1 項  
の認定を受けた地方公共団体の長

殿

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長  
山崎 雅 男



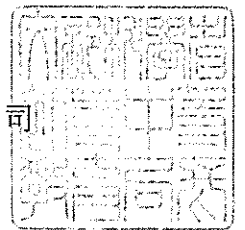
(印影印刷)

文部科学省総合教育政策局長  
浅田 和 伸



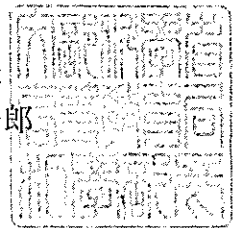
(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局長  
丸山 洋 司



(印影印刷)

文部科学省高等教育局私学部長  
白間 竜一郎



(印影印刷)

令和元年台風第 19 号における被災地域の児童生徒等の就学機会の確保等について (通知)

各都道府県・指定都市教育委員会教育長におかれては、令和元年台風第 19 号に被災した児童生徒等の就学の機会を確保する等の観点から、当該児童生徒等に係る事務の取扱い等に当たり、下記の事項について十分御留意いただくようお願いします。また、所管

の学校及び域内の市町村教育委員会に対し、本通知の趣旨について十分御周知いただくとともに、必要な指導・支援をお願いします。

都道府県知事、附属学校を置く各国公立大学法人の長及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、公立学校における下記の取扱いの趣旨について十分御留意いただくとともに、都道府県知事におかれては所轄の学校法人及び私立学校に対し、附属学校を置く各国公立大学法人の長におかれては附属学校に対し、小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては認可した学校に対し、本通知の趣旨について御周知いただくようお願いいたします。

## 記

### 1. 被災した児童生徒等の公立学校への受入れについて

被災した児童生徒等から域内の公立学校への受入れの希望があった場合には、可能な限り弾力的に取り扱い、速やかに受け入れること。

なお、高等学校等については、収容定員を超えた受入れについても、特段の配慮をすること。また、来年度入学者選抜の実施に当たっても必要な配慮をすること。

### 2. 教科書の取扱いについて

被災した義務教育諸学校の児童生徒が転入学した場合には、通常必要となる教科用図書給与証明書がなくとも、必要な令和元年度使用教科書は無償給与できるとし、転入学前の学校で給与された教科書についても、喪失・損傷している場合には、当該教科書分を併せて無償給与して差し支えないこと。

また、域内に災害救助法適用地域がある都道府県教育委員会においては、喪失・損傷した教科書の再給与にかかる費用について国庫負担がなされるので、知事部局及び教科書・一般書籍供給会社等とも連携し、速やかに対応すること。

### 3. 公立幼稚園、高等学校及び特別支援学校等における入学料等の取扱いについて

公立幼稚園、高等学校及び特別支援学校等において、今回の台風により、児童生徒等の学資を負担している者が災害を受け、授業料（保育料）、入学料（入園料）、受講料、寄宿舎使用料等の納付が困難な者（被災に伴う転入学者等を含む。）に対しては、各地方公共団体における入学料等の免除及び減額に関する制度等も踏まえて、配慮すること。

### 4. 就学援助等について

被災により就学援助等を必要とする児童生徒等に対しては、その認定及び学用品費、学校給食費等の支給について、通常の手続きによることが困難と認められる場合においても、可能な限り速やかに弾力的な対応を行うこと。